第 章 関係地域

第 章 関係地域

山梨県環境影響評価条例第16条第3項の関係地域は、表 .1に示すように対象事業 実施区域が所在する昭和町の他、工事中の資材等運搬車両の走行、供用時の大規模商業 施設や新住民の利用する自動車の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響が懸念される 甲斐市、田富町、また、工事中の水の濁り、降雨時の流出量の変化、水生生物に係る影響が懸念される玉穂町、田富町を対象とした。

関係地域:昭和町、甲斐市、玉穂町、田富町

表 . 1 影響の懸念される環境影響評価項目と関係市町

環境影響評価項目	昭和町	甲斐市	玉穂町	田富町	備考
大気汚染					甲斐市、田富町は交通に係
騒音					る影響
振動					
水質汚濁					降雨時の濁水の影響
水象		-			降雨時の流出量の変化
植物・動物		-			玉穂町、田富町は水生生物
					への影響
 生態系					玉穂町、田富町は水域に係
工思示		-			る生態系への影響
景観・風景		-	-	-	
人と自然との触			_		
れ合い活動の場		-	-	-	
廃棄物・発生土		-	-	-	

注) は一部の項目の影響が懸念される場合を示す。